

Ⅲ 各種施策及び事業の動向

第 1 妊娠・出産期から乳幼児期にかけての子育て支援

4 乳児健康診査

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市乳児健康診査実施要領

(2) 制度の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	乳児の心身の異常を早期に発見し、早期に適切な措置を講じ、乳児の健康保持増進を図る。	
対象者	市内居住の乳児 (生後 2 か月, 4~5 か月, 8~9 か月の各時期 1 回)	一般健康診査の結果, より精密な健康診査の必要があると認められた乳児 (乳児期に 1 回)
実施機関	県内指定医療機関(仙台市医師会が指定した医療機関)	仙台市医師会が指定した医療機関または市長が特に必要と認めた医療機関
実施内容	母子健康手帳交付時に併せて交付した乳児健康診査受診票を使用して受診	
健康診査の内容	①問診 ②身体計測(身長, 体重, 胸囲, 頭囲) ③聴打診 ④保健指導(生活指導, 栄養指導, その他) ⑤その他必要に応じ, 検尿, 血液検査 ※股関節脱臼検査(平成 14 年度より, 2 か月児乳児健診で対応)	①問診及び診察(指導を含む) ②臨床検査
健康診査料	全額公費負担 1 件 5,863 円 ※平成 25 年度まで 1 件 5,700 円 ※平成 20 年度まで 1 件 5,500 円	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成 6 年厚生省告示第 54 号)により算定した額から, 医療保険各法による負担額を控除した額を公費で負担。ただし, 子ども医療費助成制度を優先とする。
周知方法	母子健康手帳交付時に各時期における健康診査の受診について周知。 新生児訪問指導時に 2 か月児の健康診査を, 4 か月児育児教室時に 4~5 か月児と 8~9 か月児の健康診査を医療機関において受診するように勧奨。 未受診者に対しては, 電話・訪問等を実施。	

(3) 決算額の推移

	決算額
28 年度	158,861 千円 (予算額)
27 年度	157,914 千円
26 年度	159,113 千円
25 年度	158,962 千円
24 年度	152,425 千円
23 年度	147,982 千円

(4) 実施状況

(単位：人)

	(計)	一般健康診査						精密健康診査
		2 か月児		4～5 か月児		8～9 か月児		
27 年度	26,409	8,894	97.2%	8,854	97.8%	8,661	94.3%	556
26 年度	26,613	9,049	96.7%	8,794	94.7%	8,770	94.3%	613
25 年度	27,352	9,345	97.4%	9,203	94.8%	8,804	90.8%	651
24 年度	26,199	9,101	95.5%	8,690	91.6%	8,408	89.6%	705
23 年度	25,955	8,560	95.6%	8,648	96.6%	8,747	97.7%	700

5 1 歳 6 か月児健康診査

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・母子保健法施行規則
- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市1歳6か月児健康診査実施要綱
- ・仙台市1歳6か月児歯科健康診査実施要領

(2) 制度の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	運動機能、精神発達など心身の健康状態を確認し、適切な指導を行うとともに、対人関係の確立、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養その他育児に関する指導を行い、保護者には、幼児への関わりや育児についての相談、助言を行い、児童虐待の予防発見に努める。	
対象者	1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児	一般健康診査の結果、より精密な健康診査の必要があると認められた幼児
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課	仙台市医師会が指定した医療機関、仙台市発達相談支援センター
実施方法	指定された日時に受診	精密健康診査受診票、精密健康診査精神発達判定票を使用して受診
健康診査の内容	①身体発育及び栄養状況 ②身体の疾病及び異常の有無 ③歯の疾病及び異常の有無 ④精神発達、言語発達の状況及び異常の有無 ⑤予防接種の実施状況 ⑥その他、育児上問題になる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事等)	一般健康診査の結果により、必要な検査
健康診査料	全額公費負担	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年厚生省告示第54号)により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額を公費で負担。ただし、子ども医療費助成制度を優先とする。
周知方法	住民基本台帳より対象者を抽出し、個人通知。 未受診者に対しては、再通知、電話・訪問等を実施。	

Ⅲ 各種施策及び事業の動向

第1 妊娠・出産期から乳幼児期にかけての子育て支援

(3) 決算額の推移

	決算額
28年度	17,540千円 (予算額)
27年度	17,089千円
26年度	16,775千円
25年度	16,288千円
24年度	16,457千円
23年度	14,831千円

(4) 実施状況

(単位：人)

	対象者数	受診者数	受診率	継続支援を要する者			歯科健診 受診者数	精密健康診査	
				身体	精神発達	養育環境		身体	精神発達
27年度	9,155	8,932	97.6%	2,387	1,965	835	8,931	76	11
26年度	9,562	9,281	97.1%	2,344	1,985	865	9,257	110	10
25年度	9,197	8,840	96.1%	1,959	1,716	631	8,834	62	10
24年度	9,351	9,152	97.9%	1,747	1,514	643	9,145	64	7
23年度	9,788	9,187	93.9%	2,227	1,587	704	9,179	69	13

(5) 備考

- ・ 仙台市医師会に健診医派遣委託。平成26年度より健診医として委嘱。
- ・ 育児支援強化として、平成14年度から保育士（健診時に子どもの状態や親子関係を把握する）、平成15年度から心理相談員（育児不安や悩みに関する個別相談指導を行う）を配置。

6 2歳6か月児歯科健康診査

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について
- ・仙台市2歳6か月児歯科健康診査実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	むし歯が急激に増加する幼児を対象に歯科健康診査及び必要な予防措置を実施することにより、う蝕の予防と進行阻止を図り、あわせて市民の健康の保持増進に資する。
対象者	2歳6か月を超え満3歳に達しない幼児
実施機関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実施方法	指定された日時に受診
健康診査の内容	①乳歯の重要性，清掃方法，う蝕の予防処置，う蝕の治療等の指導 ②生活習慣の自立，食事，しつけ等，育児上問題になる事項の個別指導 ③視診，触診による歯科健康診査 ④う蝕活性試験
周知方法	住民基本台帳より対象者を抽出し，個人通知。 未受診者に対しては，再通知，電話・訪問等を実施。

(3) 決算額の推移

	決算額
28年度	7,109千円 (予算額)
27年度	7,489千円
26年度	7,634千円
25年度	6,087千円
24年度	5,210千円
23年度	5,636千円

(4) 実施状況

	開催回数	対象者数	受診者数	受診率
27年度	212回	9,563人	8,843人	92.5%
26年度	212回	9,071人	8,435人	93.0%
25年度	211回	9,393人	8,605人	91.6%
24年度	208回	9,581人	8,620人	90.0%
23年度	195回	9,573人	8,426人	88.0%

(5) 備考

- ・平成17年6月から個人通知を開始（従来は，市政だよりで対象日時を周知）。
- ・平成19年度より心理相談員を配置。
- ・平成26年度より太白区の健診歯科医師を仙台歯科医師会に派遣委託。

7 3 歳児健康診査

(1) 根拠法令等

- ・ 母子保健法
- ・ 母子保健法施行規則
- ・ 厚生省児童家庭局長通知
- ・ 仙台市3歳児健康診査実施要綱

(2) 制度の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や児童虐待の予防や発見に努め、小児科・歯科・視聴覚・精神発達等総合的な健康診査を区家庭健康課、総合支所保健福祉課において実施し、児童の健全な育成のための助言・指導を行う。	
対象者	満3歳を超え満4歳に達しない幼児	一般健康診査の結果、より精密な健康診査の必要があると認められた幼児
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課	宮城県医師会（ヒヤリングセンター）、仙台市発達相談支援センター
実施方法	指定された日時に受診	—
健康診査の内容	①身体発育及び栄養状況 ②身体の疾病及び異常の有無 ③歯の疾病及び異常の有無 ④精神発達、言語発達の状況及び異常の有無 ⑤予防接種の実施状況 ⑥その他、育児上問題になる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事等)	一般健康診査の結果により、必要な検査
健康診査料	全額公費負担	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年厚生省告示第54号)により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額を公費で負担。ただし、子ども医療費助成制度を優先とする。
周知方法	住民基本台帳より対象者を抽出し、個人通知。 未受診者に対しては、再通知、電話・訪問等を実施。	

(3) 決算額の推移

	決算額
28年度	21,962千円 (予算額)
27年度	20,988千円
26年度	21,034千円
25年度	22,433千円
24年度	21,374千円
23年度	17,581千円

Ⅲ 各種施策及び事業の動向

第1 妊娠・出産期から乳幼児期にかけての子育て支援

(4) 実施状況

(単位：人)

	対象者数	受診 実人員	受診率	継続支援を要する者			歯科健診 受診実人員	精密健康診査	
				身体	精神発達	養育環境		身体	精神発達
27年度	9,060	8,489	93.7%	3,197	599	491	8,466	1,369	34
26年度	9,294	8,643	93.0%	4,475	576	343	8,611	1,327	44
25年度	9,331	8,573	91.9%	3,494	719	328	8,520	1,287	36
24年度	9,369	8,504	90.8%	4,145	782	476	8,472	1,661	12
23年度	9,717	8,664	89.2%	4,264	791	401	8,620	1,438	39

(5) 備考

- ・ 仙台市医師会に健診医派遣委託。平成17年度より嘱託医師2名配置（平成25年度で嘱託医師は終了）。平成26年度より健診医として委嘱。
- ・ 仙台歯科医師会に健診歯科医派遣委託。
- ・ 育児支援強化として、平成14年度から保育士（健診時に子どもの状態や親子関係を把握する）、平成16年度から心理相談員（育児不安や悩みに関する個別相談指導を行う）を配置。

8 訪問指導

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・厚生労働省「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」等
- ・仙台市妊産婦訪問指導実施要綱
- ・仙台市新生児等訪問指導実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	妊産婦・乳幼児の保護者に対し、家庭訪問により妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母子の健康の保持増進、児童の健全育成を図る。
対象者	妊産婦，新生児，未熟児及び保健所長が必要と認めたる新生児訪問は，平成19年10月生まれの児より全員を対象として実施
実施機関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実施方法	職員及び訪問指導員（在宅の保健師，助産師）が対象者を家庭訪問し，妊産婦，乳幼児の保護者に対し，正しい知識の普及や，必要な保健指導を実施する。 平成23年度より乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病早期発見のため，訪問した全員に対し，エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を実施している。
周知方法	母子健康手帳交付時，母親教室等で周知。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
28年度	45,253千円 (予算額)	—	—
27年度	42,402千円	14,134千円	14,134千円
26年度	42,303千円	6,026千円	6,026千円
25年度	44,314千円	4,932千円	4,932千円
24年度	43,705千円	7,813千円	—
23年度	42,372千円	8,142千円	—

※平成25～27年度補助率：国 1/3，県 1/3

※平成23～24年度補助率：国 1/2

(4) 実施状況（訪問延べ人数）

（単位：人）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
妊産婦	2,479	2,046	2,677	2,116	2,490
新生児	8,501	8,954	8,901	8,577	8,720
未熟児	831	857	796	740	751
乳児	490	657	615	729	859
幼児	1,211	1,196	1,172	1,490	1,539
その他	1,176	1,007	1,076	1,521	1,963
計	14,688	14,717	15,237	15,173	16,322